

○「国有農地等に係る財務大臣への引継等の取扱いについて」（令和元年11月29日付け元経営第1833号、農林水産省経営局農地政策課長通知）の一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙                      (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 引継候補財産の管理状況等及び引継確認項目の調整に係る手続について <u>引継対象財産の財務省への引継ぎの事務は、原則として農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）第1条に規定する改正前の農地法施行令第17条（昭和27年政令第445号）に基づく公告（以下「公告」という。）による買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）への買受意向確認後、以下のとおり行うものとする。</u></p> <p>(1) 地方農政局等は、都道府県から引継対象財産について、<u>『国有農地等』の引継等について</u>（令和2年12月4日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知。以下「財務通知」という。）の別紙2（国有農地等の引継等に係る確認項目（チェックリスト）について）及び<u>「農地法関係事務に係る処理基準について」</u>（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の別紙2の第6の1の各項目に照らして、都道府県として国有農地等の管理上必要な項目の確認が終了し、財務大臣への引継ぎの候補とすることが相当との報告を受けたときは、都道府県へ財務通知の別紙1（国有農地の引継ぎにかかる標準的な手順及び標準処理期間について）に定められた事前送付資料の提出を求め、対象財産の管理状況等の確認（以下「管理状況等の確認に係る手続」という。）を行うものとする。</p> <p><u>なお、以下に掲げる場合にあっては、公告した日から起算して6ヶ月経過するまでの期間（以下「公告期間」という。）の途中であっても、財務省への引継ぎの事務を進めるものとする。</u></p> <p>① <u>公告に係る国有農地等の旧所有者等からの買受けをしない旨の書面の提出により、旧所有者等全員が買受けを希望しないことが確認できた場合は、公告期間が満了していない場合であっても、速やかにその旨を都道府県に対して連絡し、管理状況等の確認に係る手続を進めるものとする。なお、5の手続については、公告期間が満了した後に開始するものであることに留意すること。</u></p> <p>② <u>公告開始から3ヶ月を経過した場合は、当該公告に係る国有農地等の旧所有者等全員の買受意向が確認できない場合であっても、速やかに引継ぎの事務を進めることが可能となった旨を都道府県に対して連絡し、管理状況等の確認に係る手続を進めるものとする。な</u></p>	<p>別紙                      (略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 引継候補財産の管理状況等及び引継確認項目の調整に係る手続について（新設）</p> <p>(1) 地方農政局等は、都道府県から引継対象財産について、<u>「国有農地等」の引継ぎについて</u>（令和元年11月29日付け財務省理財局国有財産調整課長、国有財産業務課長連名事務連絡通知。以下「財務通知」という。）の別紙2（国有農地等の引継ぎにかかる確認項目（チェックリスト））及び農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第6の1の各項目に照らして、都道府県として国有農地等の管理上必要な項目の確認が終了し、財務大臣への引継ぎの候補とすることが相当との報告を受けたときは、都道府県へ財務通知の別紙1（国有農地の引継ぎにかかる標準的な手順及び標準処理期間について）に定められた事前送付資料の提出を求め、対象財産の管理状況等の確認を行うものとする。</p> <p>（新設）</p>

お、5の手続については、公告期間が満了した後に開始するものであることに留意すること。

ただし、あらかじめ地方農政局等が旧所有者等からの買受申込書の提出がなされることを把握している場合には、管理状況等の確認に係る手続を見合わせるものとする。

なお、上記に基づき管理状況等の確認に係る手続に着手した後に、旧所有者等から買受申込書の提出があった場合には、その時点で手続を取り止め、速やかに財務局等へその旨を通知するものとする。

(2)～(4) (略)

(5) その他

具体的な事務処理の流れ等については、別紙・参考1（国有農地等の財務局等への引継ぎに係る手続一覧表）～別紙・参考4（旧所有者等への買受意向確認の公告開始後における財務省への引継ぎの手続）及び財務通知を参照されたい。

2～8 (略)

別紙・参考1・2 (略)

(2)～(4) (略)

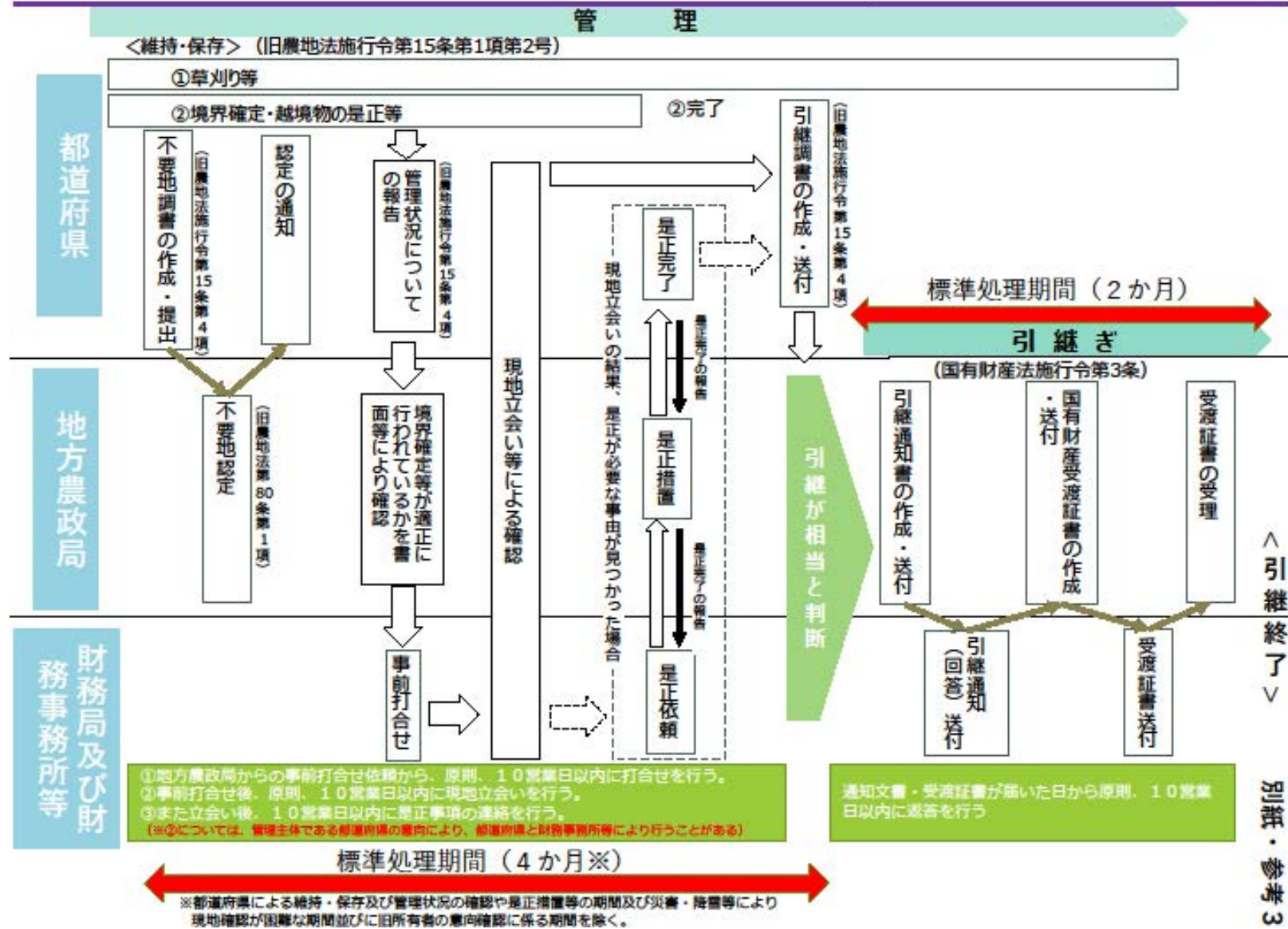
(5) その他

具体的な事務処理の流れ等については、別紙・参考1（国有農地等の財務局等への引継ぎに係る手続一覧表）～別紙・参考3（国有農地における各財産の財務省への引継ぎの手続）及び財務通知を参照されたい。

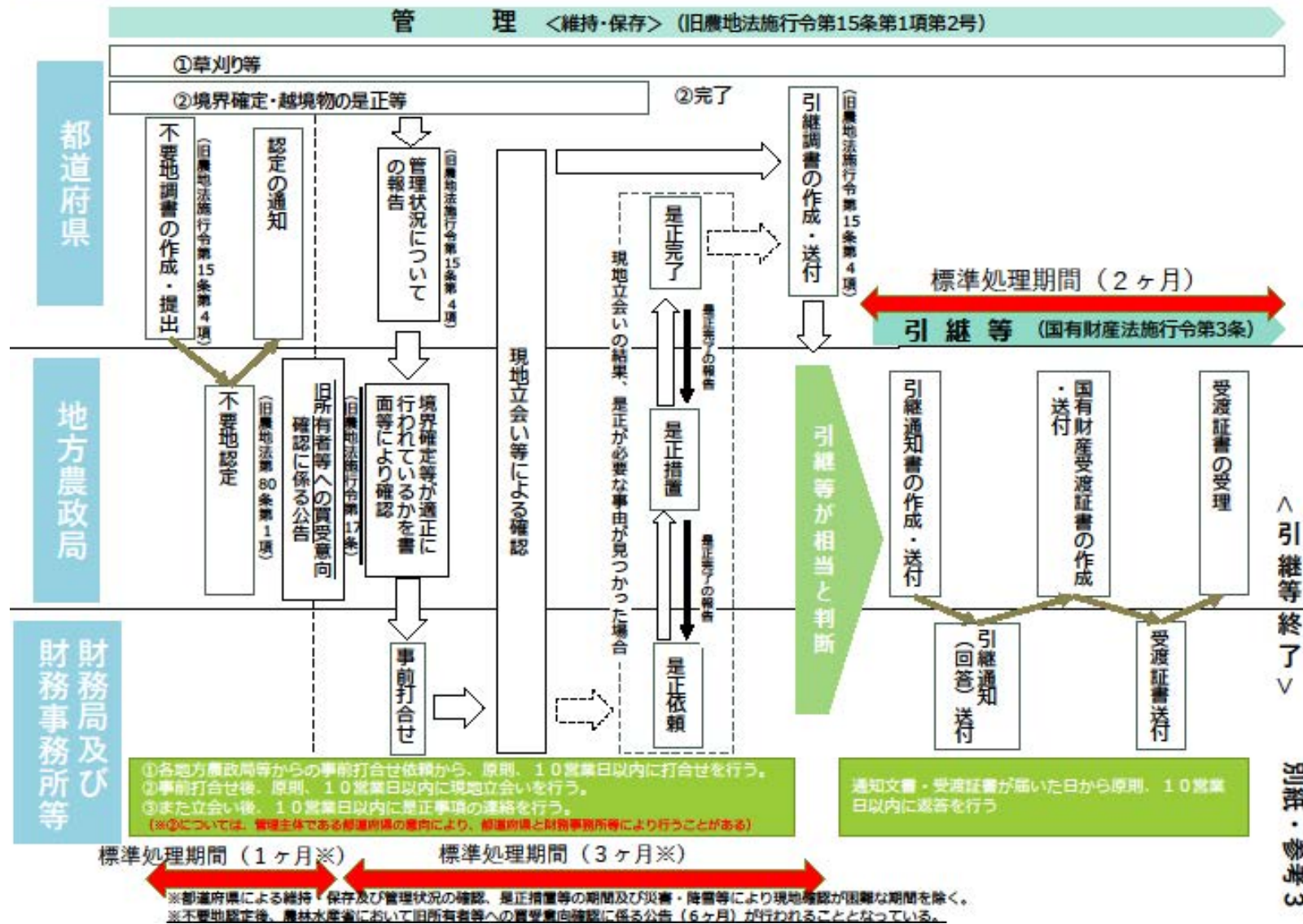
2～8 (略)

別紙・参考1・2 (略)

# 国有農地における各財産の財務省への引継の手續及び標準処理期間

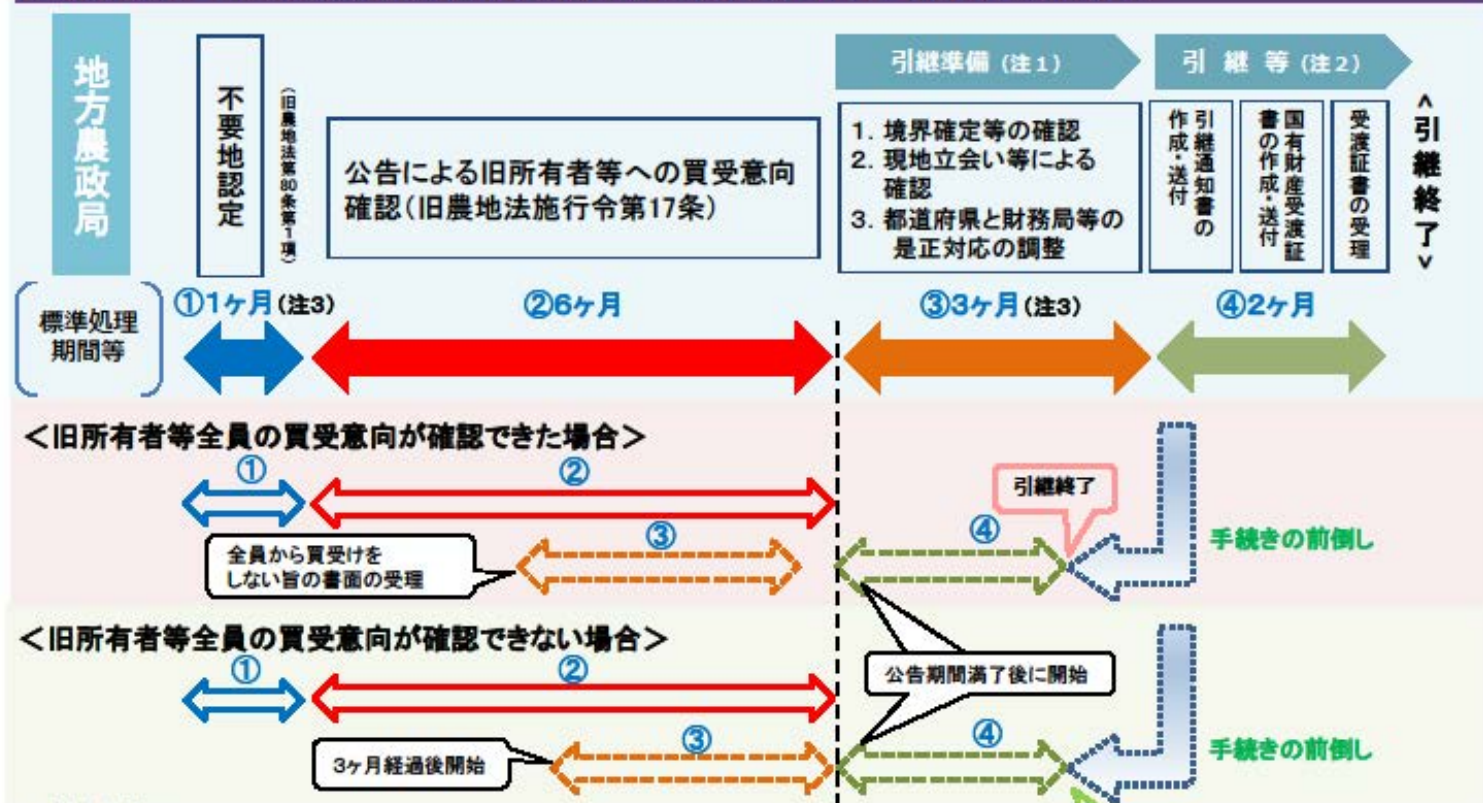


# 国有農地等における財務省への引継等手続及び標準処理期間



※都道府県による維持・保存及び管理状況の確認、是正措置等の期間及び災害・降雹等により現地確認が困難な期間を除く。  
 ※不要地認定後、農林水産省において旧所有者等への買受意向確認に係る公告 (6ヶ月) が行われることとなっている。

### 旧所有者等への買受意向確認の公告開始後における財務省への引継ぎの手続



**<留意事項>**

- ④の手続については、公告期間満了後、都道府県から引継調書を受理し、速やかに開始すること。
- 旧所有者等全員の買受意向が確認できていない場合においては、
  - あらかじめ地方農政局等が旧所有者等からの買受申込書の提出がなされることを把握している場合には、③の手続きを見合わせる。
  - ③の手続に着手後に、買受申込書の提出があった場合は、手続きを取り止め、速やかに財務局等へその旨を通知すること。

(注1) (別紙)「1.引継候補財産の管理状況等及び引継確認項目の調整に係る手続について」参照

(注2) (別紙)「6.引継通知書の作成・送付」参照

(注3) 都道府県による維持・保存及び管理状況の確認、是正措置等の期間及び災害・降雪等により現地確認が困難な期間を除く。

(別紙・別表※1 参照)

別紙・参考4

別紙1～11 (略)  
様式例第1号～13号 (略)

別紙1～11 (略)  
様式例第1号～13号 (略)